

# 水の管理 できていますか？

～安全・安心で安定した水道水をお使いいただくために～



日頃より斜里町水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
 とうございます。

日頃、皆さまより水道課へお寄せいただく「よくあるご質問」の中から、その一部についてお知らせいたします。

## 1. 漏水などの異常について

公道に埋められた配水管までは町の所有物ですが、この配水管から分かれた**給水装置**<sup>※1</sup>は、みなさまの**私有財産**です。

安全な水道水をお使いいただくためにも、給水装置の管理をお願いします。

※1 「給水装置」 ～ 公道に埋められた水道管（配水管）から分かれて、ご家庭まで引き込まれた給水管、止水せん、蛇口などの器具を総称して「給水装置」と呼んでいます。

### ヒント 毎月の検針票を確認しましょう！

検針票を見て、いつもと変わらない使用なのに(心当たりがない\*)、水量が多くなっている場合は、異常(漏水)が疑われますので、お早めに「水道指定事業者」へ調査依頼することをお勧めします。

なお、**調査費用・修繕費用は自己負担**となります。

★**心当たり** ご家庭によって生活スタイルが違いますので、いろいろな要因が考えられます。

- ・いつもよりお客さんが多く来た
  - ・花壇に水まきを始めた
  - ・子供が生まれた
  - ・漬物をつけた
  - ・うっかり水を出しっ放しにした
- など様々

### ▼斜里町指定給水装置工事事業者（町内）

指定店名	住所	電話
小林配管工業所	本町 50-9	23-2843
三輝設備工業	朝日町 22-12	23-1991
長屋工業	文光町 48-1	23-2428
藤原設備工業	西町 44-6	23-3705
山下配管工業	豊倉 91	23-5701
山中設備工業	光陽町 20-3	23-2821

※漏水を修理する場合は、「水道法」「町条例」により「斜里町指定給水装置工事事業者」でなければ工事ができないこととなっております。

※漏水修理を行った指定事業者が水道課へ「漏水報告書」を提出することによって、水道料金の一部を減額する場合があります。しかし、**指定事業者以外で修理をした場合は、水道料金の減額ができません**ので、ご注意ください。

※請求済みの料金については、**さかのぼって減額できません**ので、「漏水かな？」と思ったら、お早目に水道指定事業者へ！

### 検針票

**水道使用量のお知らせ**

検針月 平成26年8月

お客様番号	通期番号	用途
123-456-78-00	99999-00	001

斜里 太朗 様

前回の使用量	10
今回検針 8月10日	1355 m
前回検針 7月10日	1325 m
取替水量(+)	m
今回使用量	30

9月請求金額(上記使用量の予定金額)

水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
4,090	4,750	8,840

口座振替ご有用の方へ

口座振替日	7月25日	
水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
1,240	1,510	2,750

金融機関名 ○○銀行  
 △△支店

上記金額を口座振替によりお支払い頂いたで通知いたします。

斜里町長 馬場 隆

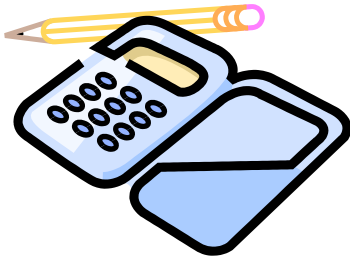
検針日 平成26年8月10日  
 検針員 水道 花子

転入・転出・転居の際は水道課  
 まで事前の連絡をお願いします。  
 斜里町役場水道課 0152-23-3131

「前月」や「去年の同じ月」の検針票と見比べてみましょう！



## 2. 水道料・下水道使用料の計算方法について



広報 4 月号等でもお知らせしていますように、平成26年4月以降使用分（＝6月請求分）の水道料・下水道使用料より、消費税率の改定により金額が変更となっております。

変更後、皆様より「料金の計算方法について」ご質問をお寄せいただきましたので、あらためてご説明させていただきます。

(1) 料金表 ～ “税抜” の料金単価は次のとおりです。

●水道料				●下水道使用料			
	基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> 増すごとに)		基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> 増すごとに)
	基本水量	基本料金			基本水量	基本料金	
家事用	10 m <sup>3</sup> まで	1,150 円	132 円	一般用	10 m <sup>3</sup> まで	1,400 円	150 円
団 体 用	20 m <sup>3</sup> まで	2,590 円	156 円	公 衆 浴 場 用	100 m <sup>3</sup> まで	11,000 円	120 円
営 業 用							
浴 場 用	100 m <sup>3</sup> まで	9,000 円	108 円				
ホクレン用	1,000 m <sup>3</sup> まで	100,800 円	124 円				

(2) 計算方法 ～ 上水道料と下水道使用料は、別々に計算します。

- ① 「基本料金」を求めます
- ② 「超過料金」を計算します。
- ③ 「基本料金」と「超過料金」を足します。 ← 「税抜料金」
- ④ 「税抜料金」×1.08 を計算し、10 円未満を切り捨てます。 ← 「税込料金」

<計算例> 家事用で1ヶ月の使用量が15 m<sup>3</sup>の場合、次のように、①から⑧へ順番に計算します。

水道料			下水道使用料		
①基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	= 1,150 円	⑤基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	= 1,400 円
②超過料金	5 m <sup>3</sup> × 132 円	= 660 円	⑥超過料金	5 m <sup>3</sup> × 150 円	= 750 円
③税抜料金	1,150 + 660	= 1,810 円	⑦税抜料金	1,400 + 750	= 2,150 円
④税込料金	1,810 × 1.08	= 1,950 円	⑧税込料金	2,150 × 1.08	= 2,320 円

④ + ⑧ = 4,270 円

### 水と健康

◆ 厚生労働省  
ホームページ  
より抜粋

体の中の水分が不足すると、熱中症、脳梗塞、心筋梗塞など、さまざまな健康障害の原因となります。健康のため、こまめに水を飲みましょう！

- ポイント1** 体の**60%は水分**でつくられています。
- ・ 5%失うと → 脱水症状や熱中症などの症状が現れます。
  - ・ 10%失うと → 筋肉の痙れん等がおこります。
  - ・ 20%失うと → 死に至ります。

**ポイント2** 水分補給の目安量は、**1日あたり1.2ℓ以上**です。

**ポイント3** 水分補給のタイミングは？

- ①朝起きたら！ ②入浴前後！ ③寝る前！



【問合せ先】 斜里町 水道課 / 電話：23-3131（内線168） / 8:45～17:30（土・日・祝日除く）